

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	ソーシャルイン クルーホーム株 式会社	ソーシャルイン クルーホーム米 子上福原	令和6年6月11日 (火)	共同生活援助 短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年4月において、当該事業所の従業員により2 度に渡って障がい者虐待（放棄・放任）が行われ、障 がい者を養護するべき職務を怠った。	○	委員会、研修の複数及び当該事業所のみ の単独開催（通常は複数施設での開催が主） や関係法令・虐待防止の手引きなどを従業 者に対し具現徹底を行った。 また、再発防止策及び虐待を防止するた めの具体的方策（従業員アンケート、意見箱 の設置など）を講じた。
					【勧告事項】 運営基準違反 (虐待の防止)	令和6年4月において、当該事業所の従業員による2 度に渡る虐待（放棄・放任）が行われたことにつ いて、虐待に該当するという従業員の認識がないため、 虐待発生後の検証や再発防止策の検討などが行われて いない。	○	
					【勧告事項】 運営基準違反 (サービス管理責任者 の責務)	従業員による虐待（放棄・放任）行為が繰り返された ことについて、サービス管理責任者としての責務が果 たされていないことが一因である。	○	サービス管理責任者に対し、責務について 改めて指導を行った。
					【勧告事項】 運営基準違反 (管理者の責務)	従業員による虐待（放棄・放任）行為が繰り返された ことについて、管理者としての責務が果たされていな かったことが一因である。	○	管理者に対し、責務について改めて指導を 行った。
					【勧告事項】 虚偽の報告	当局の行った調査の際に、従業員が虚偽の発言を行っ た。	○	利用者の状況を可視化し、申し送り等の改 善を図った。
					サービスの提供の記録	サービスを提供した記録について、利用者からその都 度確認をもらっていない。（ひと月ごとなど、まとめ て確認を貰っている）	○	利用の都度確認をするよう改めた
					苦情解決	令和5年から利用者から事業所に対する苦情につい て、再三の苦情を受けているにも関わらず、その苦情 に対する記録や講じた措置などが記録されておらず、 それについて職員間での共有等が行われていない。	○	改めて苦情受付時のフローを確認し、体制 整備を行った。
					事故発生時の対応	事故発生時の対応について、対応が適切でない	○	改めて事故発生時のフローを確認し、体制 整備を行った。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	社会福祉法人も みの木福祉会	もみの木園	令和6年9月10日 (火)	障害者支援施設 (生活介護)	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年9月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（身体的虐待及び心理的虐待）があった	○	再発防止策を講じ、その講じた方策について 県へ報告を行った。 併せて再発防止策について虐待防止委員会で 検証を行う。
					指定障害者支援施設等 の設置者の責務	R6.4.18に男子棟職員会議で個々の利用者に係る支援の 話がされていたが、不十分である。	○	モニタリング会議で定期的話し合いを実施 している。
					生活介護計画の作成等 ／ 施設障害福祉サービス 計画の作成等	施設入所利用者のサービス計画が作成されおらず、利 用者等からの同意を得られていない。	△	同意の記載漏れがないよう、フォルダ管理 等を統一し、作成のない個別支援計画につ いては、作成し、個別支援計画未作成減算 を適応し、関係市町村へ過誤申し立てを行 う。
						サービス計画について、利用者の同意がないものが散 見される。	△	
						基本時間に記載している時間と支援内容に記載してい る時間が異なる支援計画がある	○	
						個別支援会議の開催にかかる記録が不十分である	○	会議録の記載方法の修正を実施した。
					虐待の防止	虐待が発生した事案について、報告様式に基づいた報 告がされていない	○	職員へ周知徹底し、使用方法を改めた。 今後は仇められた様式で従業者へ報告を行 わせ、委員会で発生原因・結果の分析・再 発防止策を検証する。
					生活介護サービス費	算定できない報酬が算定されている。	△	自己点検を行い、全利用者について過誤申 し宛を行う。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	社会福祉法人遊歩	夜見われもこの家	令和6年10月25日(金)	共同生活援助、短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による人格尊重義務違反	【共同生活援助】 令和6年5月において、当該事業所の従業員により、虐待行為(身体的虐待)があった	○	再発防止策を検証し、その検証結果について報告を行った
					【勧告事項】 障害者虐待による人格尊重義務違反	【短期入所】 令和6年6月において、当該事業所の従業員により、虐待行為(放棄・放任)があった	○	
					運営規程	虐待防止の事項について一部表記誤りがある	○	運営規程を改めた
						【短期入所のみ】 虐待防止に関する事項について、成年後見制度の利用支援に関する記載がない	△	理事会後に追記を行う
					虐待の防止	虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合、当該事案について報告するための様式が整備されていない	○	様式を整備し、その様式を用いて改めて委員会へ報告を行った
						虐待が生じた際の労働環境・条件について分析されておらず、それを確認するための様式も整備されていない	○	様式を整備し、衛生委員会を通じてストレスチェック及び産業医面談を実施した
短期利用加算	【短期入所のみ】 算定日数について限度を超えて算定して請求している	△	自己点検結果に基づき、過誤申し立てを行う					

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	社会福祉法人鳥 取県厚生事業団	皆生やまと園	令和6年11月18 日(月)	障害者支援施設 (生活介護)	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年9月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（性的虐待及び心理的虐待）があった		
					事故発生時の対応	県へ報告が必要な事故について、報告が行われていな い		
					虐待の防止	虐待が発生した事案について、報告様式に基づいた報 告がされていない		